

●香川県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成20年5月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更 年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービス の種類
	変更前	変更後		
平成20年 4月18日	セントケア丸亀 丸亀市郡家町1813-1 メゾンD新居	セントケア丸亀 丸亀市川西町北618 番地1	セントケア香川株式会社 高松市中新町11-1アクア高 松中新町ビル702号	訪問介護 訪問入浴介 護 居宅介護支 援 介護予防訪 問介護 介護予防訪 問入浴介護